



第16回シーフード料理コンクール 農林水産大臣賞受賞作品 (写真提供：JF全漁連)  
(お魚料理チャレンジ部門 (左上)：手軽におもてなし♪スズキッシュ、  
プロを目指す学生部門 (右下)：鯖のケーキサレタルタル添え)

### CONTENTS

漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部改正について .....	2
	漁政部 漁業保険管理官
お知らせ～水産庁ホームページのリニューアルについて～ .....	6
～第36回全国豊かな海づくり大会の開催について～ .....	7
回遊魚 .....	7
	漁政部 漁業保険管理官 井上清和
平成28年6月分のプレスリリース .....	8

# 漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部改正について

漁政部 漁業保険管理官

## I 趣旨

- (1) 漁業就業者の減少・高齢化の進行、漁船所有者の経営環境の悪化、養殖業における配合飼料価格の高騰等、我が国漁業を取り巻く環境は厳しいものとなっている中で、自然環境に左右されやすい漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図るためには、
- ① 漁業者にとって最も重要な生産基盤である「漁船」等を守る保険としての漁船損害等補償制度
  - ② 漁業者がその営む漁業につき災害等の異常の事象によって受ける損害を填補する漁業災害補償制度
- という2つの補償制度が果たす役割がより重要なものとなっています。
- (2) 一方、これらの制度は、長年の運用に伴い、それぞれの課題を抱えており、漁船損害等補償制度においては、
- ① 漁業就業者の減少に伴う保険加入漁船数の減少等によって、多くの漁船保険組合では引受保険金額が減少し、事業基盤が年々弱体化していくという長期的な課題が存在している中、東日本大震災発生時には、被災した漁船保険組合において自らの準備金のみでは支払保険金の財源が不足し、支払責任部分について全額の支払ができないという問題が生じたところであり、今後、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合には、同様の状況が生ずる可能性があること
  - ② 近年、ロシア国境警備隊による銃撃事件や、ミクロネシア及びブラジルにおいて拿捕事件等の事故事例が生じているものの、このような事故に係る損害を補償する特殊保険については、船体に対する損害しかカバーしておらず、引受規模が小さくなってしまったため、保険財政が不安定な状況となっていること
  - ③ ②のような場合については、船体に係る保険を除き、これにより生じた損害を填補する保険制度が存在しないこと
- といった課題を抱えています。
- (3) また、漁業災害補償制度においても、
- ① 近年、うなぎ養殖業における共済ニーズが高まっているところ、現行の養殖共済はうなぎ養殖業等の内水面で営む養殖業を対象とすることができず、また、うなぎの生育期間の特殊性に十分対応できていないこと
  - ② 養殖業を営む漁業者については、高齢化等によって、操業形態や規模の多様化が進み、漁業により一定程度の生産金額を創出していない者が増加したことに伴い養殖共済に加入しない者も増加しているところ、共済加入に係る現行の養殖共済制度は、一定の区域の養殖業者の全員の加入を前提とするなど、これに対応した仕組みとなっていないこと
- といった課題が存在しています。
- (4) このため、
- ① 漁船損害等補償制度においては、漁船保険組合の規模を見直し、大規模災害等発生時においても漁船保険組合が担う保険金支払等の役割を確実に実行することができるよう財政的基盤の強化を図るとともに、保険の填補範囲を拡大すること
  - ② 漁業災害補償制度においては、内水面において営む養殖業の養殖共済の対象への追加を可能とするとともに、共済加入に係る制度を見直すことが必要となっています。

## II 漁船損害等補償法の問題点と対応方向

### (1) 現状及び課題

#### ① 保険の財政的基盤の強化の必要性

ア これまで、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「漁損法」という。）においては、県単位等の漁船保険組合が保険契約を引き受け、全国団体である漁船保険中央会が再保険契約を引き受けることで全国的な危険分散を担うとともに、政府が更に再々保険を実施することで時間的な危険分散を担うという三段階の再保険制度を取っているところです。

イ 一方、近年、漁業就業者の減少・高齢化に伴う保険加入漁船数の減少、高船齢化等によって、多くの漁船保険組合では、引受保険金額が減少し、保険の財政的基盤が年々弱体化していくという長期的な課題が存在しています。

また、東日本大震災発生時には、被災組合において、自らの準備金のみでは支払保険金の財源が不足し、支払責任部分について全額の支払ができないという問題が生じたところであり、今後、南海トラフ地震等再び東日本大震災級の大規模災害が起こった場合には、同様の問題が生じうる状況となっています。

ウ このような状況に対応するためには、漁船保険事業全体の財産基盤の強化が必要であり、その強化のためには、当該事業の一義的な保険者たる組合の財政的基盤の強化が最も原則的かつ有効な方法となっています。

一方、当該財政的基盤の強化に当たっては、現行の地域規模による組合では対応が困難であることから、組合の区域制限を取り払った上で、一定の財政的基盤を有する漁船保険組合の設立が必要となっています。

#### ② 保険の填補範囲に係る課題

ア 現在、漁船損害等補償制度においては、

- i 漁船の運航に伴い船主が負う損害賠償等の責任を填補する保険として、漁船船主責任保険
- ii 漁船の乗組船主が漁船上において不慮の事故等にあった場合の保険として、漁船乗組船主保険
- iii 漁船に発生した事故が原因となってその積荷に損害が生じた場合の保険として、漁船積荷保険

の仕組みが存在するところであるが、これらの保険においては、戦争、変乱、襲撃、捕獲、拿捕又は抑留（以下「戦乱等」という。）を原因とするものについては填補の対象とされていません。

イ 一方、過去においてはロシアによる銃撃によって漁船乗組員死亡事故が発生しており、近年においてもロシアの他、大洋州やブラジルにおいて拿捕事件が発生する等事故事例があり、このような場合における漁船船主責任、漁船乗組船主及

び漁船積荷の各保険制度による救済が求められているところ、これに対応する保険制度が仕組みまれておらず、事態に十分に対処できていません。

また、漁船船主責任保険においては、国際条約上、戦乱等を原因とする場合も含めた船主責任を填補する保険へ加入しない限り、原則として自国の入港を認めない条約（バンカー条約、ナイロビ条約）の締約国があり、漁業者の経営安定及びリスク軽減を図るべく、漁船船主責任保険の填補対象に、戦乱等によるものを追加する必要が生じています。

### ③ 特殊保険の事業基盤の強化

現在、戦乱等の原因によって生じた漁船の船体に係る損害については、特殊保険の仕組みが設けられているところであるが、事業規模が小さい一方で、②イの事例のとおり、近年、戦乱等の特殊危険による事故が発生していることから、保険事業としてより一層安定性を確保する方策が求められているところです。

## (2) 対応方向

以上を踏まえ、漁船損害等補償法を改正し、

- ① 保険の財政的基盤の弱体化という長期的な課題に対応するとともに、大規模災害発生時においても、保険金の確実な支払が可能となるよう、強固な財政的基盤を持つ、全国を区域とする漁船保険組合を設立可能とすること
  - ② 漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険については、填補対象に戦乱等による危険を追加することで、変化する国際情勢及び国際条約に適合した漁業者の経営安定及びリスク軽減対策を行うこと
  - ③ ②の改正によって各保険制度に戦乱等による危険が追加されることに伴い、また、戦乱等危険による損害のリスクの増加に対応する観点から、船体を保険の目的とする普通損害保険と特殊保険についても関係を整理し、船体に係る戦乱等危険における保険事業基盤を強化すること
- といった見直しを行うこととします。

## Ⅲ 漁業災害補償法の問題点と対応方向

### (1) 現状及び課題

#### ① 全員加入制度が抱える課題

ア 養殖共済制度においては、大規模災害等による漁場の混乱の際に被害の査定を迅速に行うとともに、その際の損害の代替のモラルリスクを防ぐ必要性から、同一の加入区で全員が加入に賛成しない限り、共済加入できないという全員加入制度を制度創設当初から現在まで一貫して採用してきたところです。

イ 一方、近年、養殖業を営む漁業者の規模や操業形態の多様化が進んでおり、漁業依存度が低く、養殖共済の必要性が低いことから養殖共済に加入しないという選択をする漁業者が存在しているところです。

養殖共済を必要と考える漁業者からすると、全員加入制度の下では、加入区内に共済加入を拒む者が一人でもいると、共済に加入できないこととなり、共済加入による漁業経営の安定が阻害されているという問題が生じています。

ウ この点、現在では、養殖施設の堅牢化によって漁場の混乱自体が起こりづらくなっており、全員加入制度を維持せずとも、被害の査定を円滑に行うことが可能となっていることから、本制度は、現在では、養殖業者及び共済団体のニーズに合わない過度の規制となっており、撤廃するニーズが高まっています。

#### ② 養殖業の実態に即した養殖共済の必要性

ア 近年、うなぎについては、資源の持続的な利用が求められており、平成27年6月からは農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として許可制に移行する等うなぎ養殖業をめぐる環境も着実に整備が進められてきたところです。

このうなぎ養殖業については、自然災害、病気、事故等による養殖魚の死亡リスクが存在しており、資源管理を進めつつ、うなぎ養殖業が引き続き再生産可能な産業として発展していくためには、当該死亡リスクに対応するためのセーフティネットの整備を行い、限られた資源から出来る限り多くの出荷量を確保する必要があります。このため、うなぎ養殖業を養殖共済の対象魚種に追加し、当該死亡リスクへの対応を行っていくことが強く望まれています。

イ この点、現行の養殖共済制度に目を向けると、現行の養殖共済制度は海面のみをその対象としており、うなぎを含む内水面はその対象となっていません。

ウ また、本制度においては、共済者が共済金の支払責任を負う期間である共済責任期間が最長で1年とされており、周年操業をする魚種においては、年魚という形で区分して1年毎に契約を更新するという形式となっています。

このため、うなぎ養殖業を養殖共済に魚種追加する場合には、同様の形式で運用することが必要となっています。

エ 一方で、うなぎ養殖業は、他の養殖魚種とは異なり、成長速度にばらつきがあり、また、土用の丑の日等特定の日に合わせて出荷時期を管理する等の取組が見られ、出荷までの生育期間が半年程度のものから1年半程度のものまで1年という基準を跨いだ状態で大きく幅がある業種となっています。

このため、共済責任期間を1年で区切って年魚毎に共済契約を行うという現行の仕組みの下では、例えば2年魚の加入がほとんど見込まれないことにより、共済掛金が集まらず、十分な危険分散を図ることができない等の問題が生じるところであり、単純にこれまでの養殖共済制度の対象魚種を追加するというだけでは、対応が困難です。

#### ③ 義務加入制度が抱える課題

ア 義務加入制度は、都道府県知事が漁協の地区等を基準として定める加入区において、加入区内の特定養殖業を営む3分の2以上の被共済資格者（漁協の組合員等）が共済契約の締結の申込みをした場合等に、加入区内の全ての被共済資格者に共済への加入義務を課するとともに、政令において、当該加入区内の全ての被共済資格者がその義務を履行した場合に、通常より大きい掛金補助を措置する制度です。

イ しかしながら、近年になって、漁業者の高齢化に伴い、特定養殖業において養殖形態の多様化、事業者の規模の多様化が進展しており、漁業により一定程度の生産金額を創出していない者（以下「小規模生産額漁業者」という。）が増加してきています。これらの者の中には、掛金負担を避けるため共済への加入を希望しない者がいます。

ウ 漁業により一定程度の生産金額を創出している者にとっては、掛金補助に係る上記アの基準への適合性の算定に当たり小規模生産額漁業者を含めた場合において、小規模生産額漁業者が共済加入を申し込まない場合には、義務的な加入により得られる共済財政基盤の強化という便益や掛金の国庫補助を享受できないという問題が生じうる結果となっています。

## (2) 対応方向

以上を踏まえ、漁業災害補償法（昭和39年法律158号。以下「漁災法」という。）を改正し、

- ① 養殖業の実態に照らして、養殖共済への加入を望む漁業者に対して過剰な制限となっている全員加入制度を撤廃すること
  - ② うなぎ養殖業の共済ニーズに合わせ、養殖共済に内水面養殖に係る規定を追加するとともに、その共済責任期間については、養殖うなぎの生育期間を考慮して、柔軟性を持たせること
  - ③ 特定養殖共済において、漁業依存度の低い者を義務付け対象から除外するよう、義務加入制度を見直すこと
- といった対応を行うこととします。

## IV 漁船乗組員給与保険法の問題点と対応方向

### (1) 現状及び課題

- ① 漁船乗組員給与保険法（以下「給与保険法」という。）は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払を保障し、もって、漁船の乗組員の生産意欲を保持し、あわせて、漁業経営の安定に資することを目的とする法律です。
- ② これは昭和27年の制定当時、ソ連や韓国による漁船の拿捕事案が相次いで発生し、抑留された漁船乗組員の家族の生活が困窮し、また、事業主（船主）が多大な経済的打撃を受けるといった問題が起こり、その状況に対応するため、暫定措置法として制定されたものであり、今日まで効力を持っているものです。
- ③ 給与保険法に基づき、乗組員が抑留された場合、その抑留期間中に事業主が当該乗組員に対して支払うべき給与の全部又は一部に代えて保険金を支給するために行う保険が「漁船乗組員給与保険」として設けられています。
- ④ 一方、漁船乗組員給与保険は、漁船乗組員の拿捕・抑留等という事故内容の性質上、保険財政は不安定になりやすい。加えて、現在、拿捕・抑留等により生じる漁船乗組員への給与しかカバーしておらず、引受規模が小さくなってしまったため、不安定さを増す結果となっています。

### (2) 対応方向

拿捕・抑留等により生じる漁船乗組員への給与を、安定した事業基盤（準備金：約353億円）を有する漁船船主責任保険の填補範囲（Ⅱ（2）②で填補範囲を追加することにより給与に係る保険金支払も可能）に含めることとします。

## V 主な改正内容

### 1 漁船損害等補償法の一部改正

#### (1) 保険事業の基盤強化のための措置

- ① 設立認可要件及び組合の区域要件等の見直し【漁損法第7条及び第18条関係】  
漁船保険事業等を担う漁船保険組合について、設立認可要件として組合の財政的基盤に係る要件（政令で準備金が約353億円となるよう制定）を追加し、地域組合及び業態組合の種別並びに漁船保険組合の区域制限に係る規定を削ります。
- ② 漁船保険中央会の廃止等【漁損法第4章関係及び第5章関係】  
①の措置に伴い、漁船保険組合に対する指導、同組合が引き受けた保険に係る再保険事業等を行う漁船保険中央会を廃止するとともに、漁船保険中央会に対する政府の再保険の規定を漁船保険組合に対する政府の再保険の規定に改めます。

#### (2) 戦乱等による損害の填補範囲の拡大及び特殊保険の廃止【漁損法第3条第4項から第7項まで関係】

戦乱等を原因とする損害について、普通損害保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険により填補する損害の範囲に特約として加え、特殊保険を廃止します。

#### (3) 残余財産の帰属【漁損法第21条及び第60条関係】

解散した漁船保険組合の残余財産を他の漁船保険組合又は漁業共済団体等に帰属させる規定を整備します。

### 2 漁業災害補償法の一部改正

#### (1) うなぎ養殖業等の実態に適合した養殖共済制度の見直し【漁災法第119条等関係】

共済規程において共済責任期間を定めるに当たっての基準を、周年操業であるうなぎ養殖業にあつては、養殖時期とする等、内水面において営む養殖業に係る規定を整備します。

#### (2) 養殖共済における全員加入制度の撤廃【漁災法第118条関係】

養殖共済の共済契約の締結について、都道府県知事が定める一定の区域の養殖業者の全員から申込みがあった場合に限り当該契約の締結を可能とする全員加入制度を廃止します。

#### (3) 特定養殖共済における義務加入制度の見直し【漁災法第125条の6関係】

特定養殖共済の共済契約の締結について、都道府県知事が定める一定の区域内の全特定養殖業者の3分の2以上の申込み等があった場合に当該区域の全特定養殖業者に当該契約の締結を義務付ける義務加入制度について、加入を義務付ける対象となる特定養殖業者の範囲を限定します。

#### (4) 残余財産の帰属【漁災法第59条関係】

解散した漁業共済団体の残余財産を他の漁業共済団体又は漁船保険組合等に帰属させる規定を整備します。

### 3 漁船乗組員給与保険法の廃止

抑留中の漁船乗組員への給与を、漁船船主責任保険によって填補する損害の範囲に含めることとするため、漁船乗組員給与保険法を廃止します。

4 経過措置等

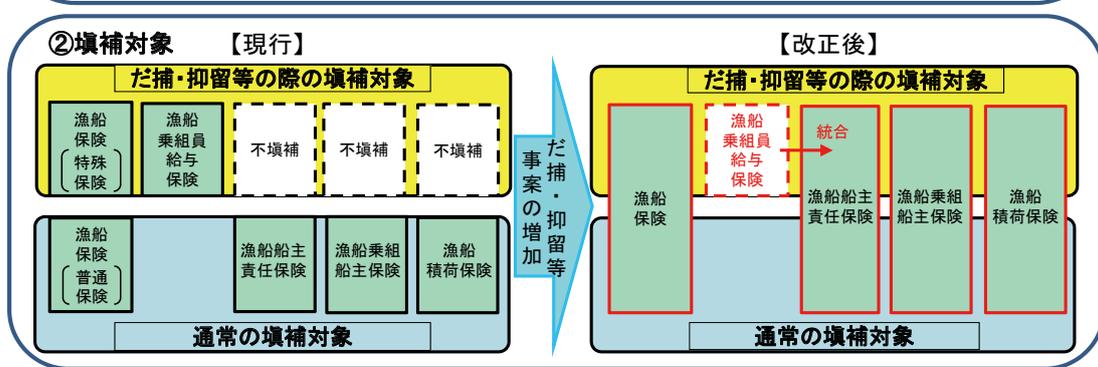
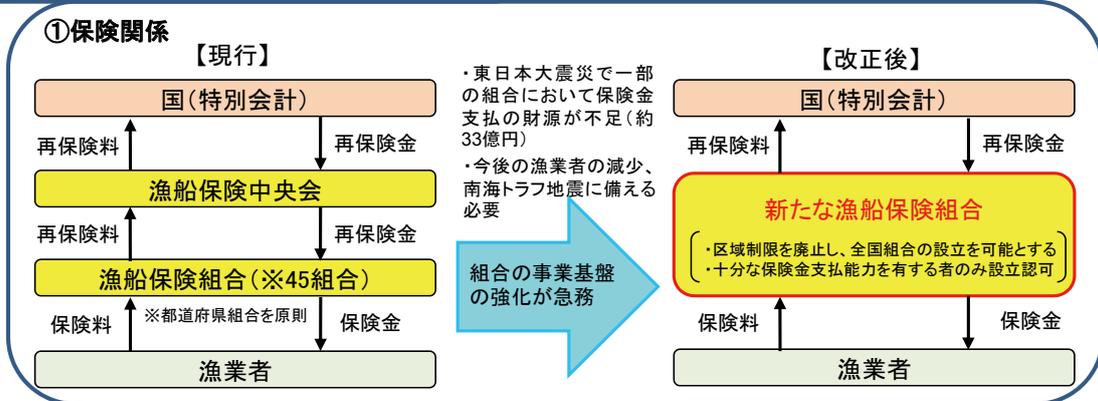
- (1) この法律の公布の日に現に存する漁船保険組合は、その日において1(1)①により追加された要件を満たし、設立の認可を受けたものとみなします。
- (2) (1)の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の際現に有する保険金の支払に充てることのできる資産の額が1(1)①の政令で定める額(約353億円)に満たないときは、この法律の施行の時に解散します。
- (3) 中央会は、この法律の施行の時に解散するものとします。
- (4) 解散する中央会の一切の権利及び義務を承継しようとする組合は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に申し出ることができるものとし、農林水産大臣がその申出を承認した場合には、その承認を受けた組合は、中央会の解散の時に、その一切の権利及び義務を承継します。
- (5) その他所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行います。

VI 施行期日

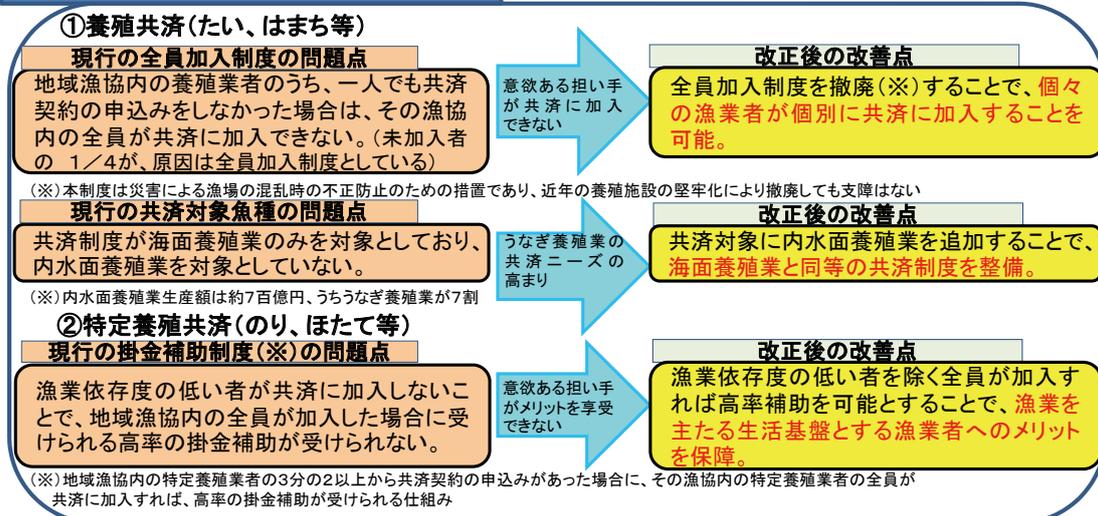
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とします。ただし、V1(1)①については公布の日、V2(1)については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とします。

**漁業経営に関する補償制度の改善のための  
漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の概要**

**I 漁船損害等補償法の一部改正 大災害時等の保障の充実と安定**



**II 漁業災害補償法の一部改正 意欲ある漁業者の経営の安定**



お知らせ

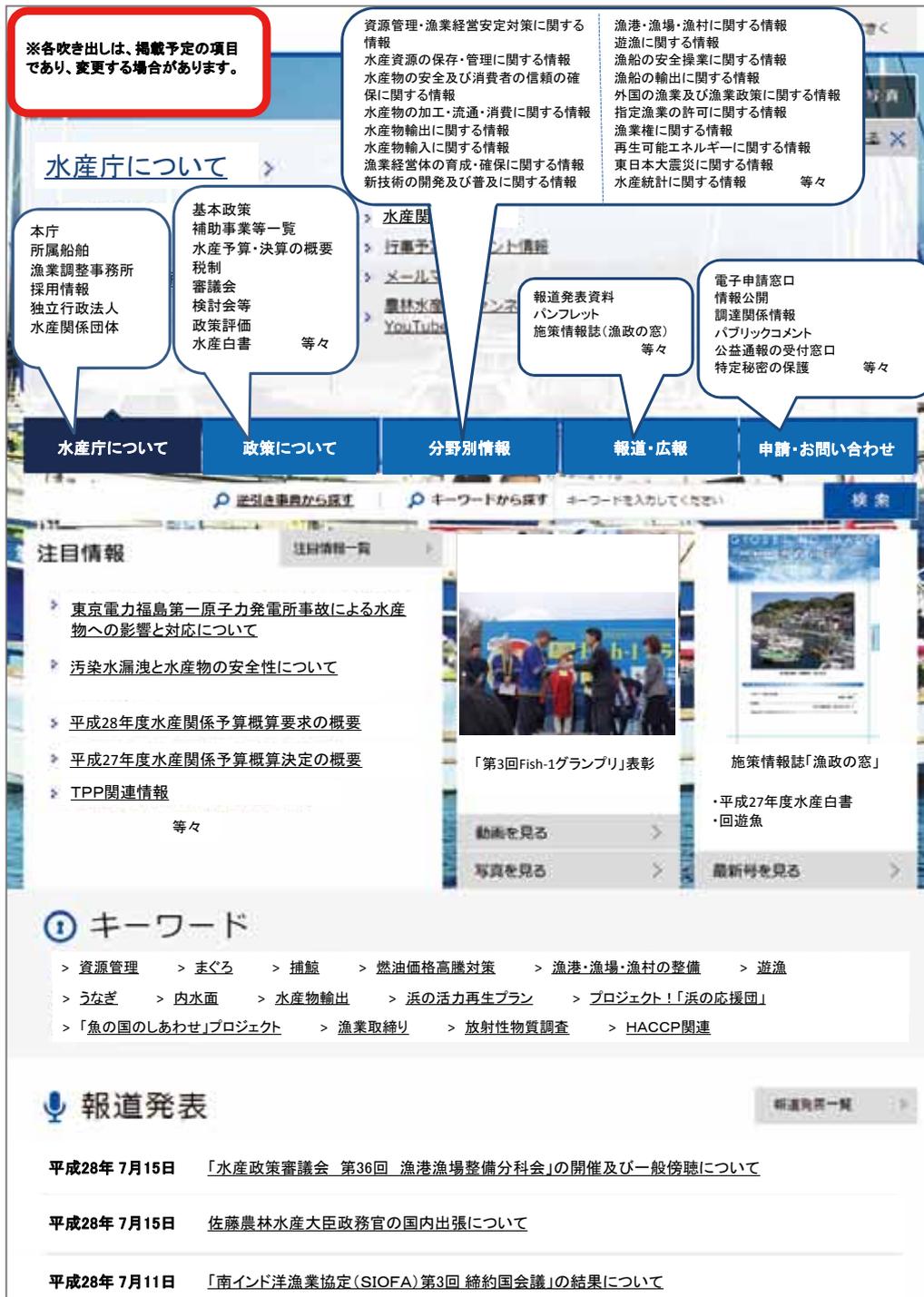
# ～水産庁ホームページのリニューアルについて～

近年、スマートフォンやタブレットの普及に伴い、インターネット閲覧の利用環境は著しく変化してきています。

このため、農林水産省ホームページは、閲覧者の利用機材に応じて最適な画面構成に自動切替えるなどのシステムに更新し、8月1日からリニューアルいたします。

これに併せ、水産庁ホームページもリニューアルを行い、トップページに「キーワード」欄を設け、閲覧しやすい環境を整えました。是非、ご活用ください。

## 〈水産庁ホームページのリニューアルイメージ〉



## ～第36回全国豊かな海づくり大会の開催について～

全国豊かな海づくり大会は、魚食国である日本の食卓に、安全で美味しい水産食料を届けるために、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川的环境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、明日のわが国漁業の振興と発展を図ることを目的として開催されています。

大会は、昭和56年に第1回大会が大分県で開催されて以来、毎年各地で開催されています。

第36回目を迎える今年は、9月10日（土）から9月11日（日）にかけて、山形県酒田市を会場に式典行事を、同県鶴岡市（鼠が関港）を会場に海上歓迎・放流行事を行います。



海づくり大会キャラクター「もっけだのん」



### 回遊魚

## 川の記憶

私の父親は釣りを中心にとっても多趣味の人でした。相模川からほど近いところで育ち、そこを離れることはありませんでした。

内水面漁協の組合員でもあり、6月1日にアユ釣りが解禁すると、自分の川船をこぎ出してドブ釣り（成長して藻食性になる前の小型水棲昆虫などを食べるアユを毛針で釣る漁法）をやり、縄張りを作るようになると友釣り、さらに8月に投網が解禁になると投網でアユを捕っていました。小学校に入った頃から川船に乗せられ、父の釣りをする姿を見て育ちました。

それ以外にも、秋になるとたこ糸で作った延縄やウナギ胴（うなぎど）という竹で作った円筒状のカゴでウナギをとり、春には自分で作った産卵場に集めたウグイを釣り、溪流解禁日のマス釣り大会に行くに行った具合でした。釣り以外にも土地を借りて畑をやり、ミツバチを飼い、盆栽を育て、狩猟でコジュケイを獲るなど、一年中、何かをしていました。

釣りの中で一番印象に残っているのはウグイ釣りです。ウグイは春に表面がきれいな小石が集まっている場所に産卵します。そこで昼間のうちにスコップを使って産卵礁を作ります。そして夜になると集まったウグイを掛けバリを使って釣り上げます。明かりは100メートルほど離れた川岸にある道路の街灯だけです。産卵礁に集まっているウグイが黒々とした塊に見える程度の明るさの中で、魚をかけて誤りなく手元に取り込む父の様子は、暗がりの中で行っている動作とは思えませんでした。

不肖の息子である私はアユの友釣り教育で音を上げ、なにも教わらずに育ちましたが、今でも、透明な川の流れとせせらぎの音が大好きです。水産庁に入って同僚にフライフィッシングを教わって釣りに行くようになった頃、「釣りに行くてくる」といって私が家を出るとき、父がとてもうれしそうな顔をしていたのが、今でも印象に残っています。

2匹釣れたら大漁という下手な私が飽きずに溪流に通うのは、子供の頃の川の記憶によるのかもしれませんが。



漁政部  
漁業保険管理官  
井上 清和

発表年月日	発表事項名	担当課
H28.6.2	「日・モロッコ漁業協議」の結果について	国際課
H28.6.6	伊東農林水産副大臣の国内出張について	加工流通課
H28.6.10	「小型船舶安全対策検討委員会」及び「ライフジャケットの着用推進等に関する会議」の第2回合同会議の開催結果について	企画課
H28.6.10	第21回海区漁業調整委員会選挙の標語の決定について	漁業調整課
H28.6.13	第5回「魚の国のしあわせ」推進会議の開催及び一般傍聴について	企画課
H28.6.16	「水産政策審議会第60回企画部会」の開催及び一般傍聴について	企画課
H28.6.20	「第17回日韓漁業共同委員会 第2回小委員会」の開催について	国際課
H28.6.22	平成28年度常磐・三陸沖カツオ長期来遊資源動向予測（6月～11月）	漁場資源課
H28.6.24	「全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）第90回会合（年次会合）」の開催について	国際課
H28.6.29	「第17回日韓漁業共同委員会 第2回小委員会」の結果について	国際課

## 編集後記 窓辺のカーテン

本格的な夏到来となりました。

今月号の表紙では、「第16回シーフード料理コンクール」の農林水産大臣賞受賞作品を紹介しました。本イベントは、水産庁「魚の国のしあわせプロジェクト」実証事業に登録されています。

私たちの健康増進を図るためにも、国産水産物の消費拡大や、国民の水産業への理解醸成、栄養バランスのとれた食生活の推進を図ることが重要です。

「漁政の窓」では、皆様に水産庁施策についてわかりやすくお伝えできるよう努めていきますので、どうぞよろしくお願いたします。

ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

水産庁施策情報誌 **漁政の窓**

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111（内線6505）

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ ➡ URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>